



NBFA NEWS No.13

National Business Finance Association News

無登録業者の取り締まりに向けて

平成 28 年 11 月 8 日（火）TKP 新橋カンファレンスセンター6Gにおいて、委員会並びに業務研修会を行ないました。同年 6 月に行ったフィンテックについての業務研修会に引き続き、今回も日本貸金業協会のご協力を得て開催することができました。

まず、業務研修会に先立ち岡本会長が挨拶をされました。

「平成 28 年 9 月に日本貸金業協会の事業金融課から、金銭の貸借の媒介についてコメントが発表されました。主な内容は、“住宅ローンなどの媒介に該当する行為は貸金業登録が必要である”とするもので、これは NBFA の監事をしている株式会社トービルの川名社長がここ数年、金融庁をはじめ協会にもずっと訴えかけていたことが取り上げられた成果です。これによって住宅ローンの媒介など今まで貸金業登録をしないで営業している業者への大きな警告となると思われ

ます。また、近年は住宅ローンの媒介だけでなくファクタリング会社の手形割引や 2 社間取引でかつ特約のついた貸付と変わらない内容のファクタリングが金銭の貸借の媒介と同じように無登録で営業しており、その金利は利息制限法や出資法を大きく超えていると聞きます。この問題についても川名監事の一途な活動の前例を見習って NBFA も事業者向け貸金業の看板を守っていく活動を各方面に訴えていかなければならないと思います。」と話されました。

業務研修会

“売掛債権担保ローンの概要と特徴ならびに活用事例”

講師：東京スター銀行 法人金融部門 営業第 2 部部長 渡邊 伸男 様
営業第 4 部次長 片山 伸一 様

今回の業務研修会は、東京スター銀行様へ、「売掛債権担保ローン」について講演を依頼しました。そこで、法人金融部門より、売掛債権担保ローンや企業向け定型ローンなど多数開発されている営業第 2 部部長の渡邊伸男様と、不動産担保や ABL 関連部署にてチームリーダーを勤める営業第 4 部次長の片山伸一様を講師としてお招きしました。

まず渡辺様に売掛債権担保ローンの概要と特徴についてお話いただきました。

売掛債権担保ローンとは企業が持つ安定した売掛債権に着目し、そのキャッシュフローをもとに事業の継続性・発展性を判断し融

資をする仕組みであり、東京スター銀行は以下の 3 点の特徴があるとしました。



渡邊様

- ①取引先への通知や承諾は不要。ただし法務局へ債権譲渡登記を行なう
- ②10 万円以上の分散されている小口の売掛債権も評価する。ただし譲渡禁止特約がついているものは対象外
- ③第3者保証や物的担保は不要

また、売掛債権の評価方法として、安定的に売掛金が入っているか、その分散度や直近3カ月の入金実績を通帳などで確認するが、ここでの評価・モニタリングはトゥルーバグループホールディングス株式会社に依頼している。この仮評価に基づき、さらに決算書や契約書・発注書・請求書などを提出してもらい買掛がないか、譲渡禁止特約が付いているか、20日以上サイトがあるか等を確認し評価していく。

時間と手間暇をかけて審査し、融資実行後も毎月、通帳の写しや売掛金申告書を提出してもらいモニタリングしていく事が大事だと説明されました。

売掛債権担保ローンは、顧客と話しモニタリングをしっかりすれば回収は容易であるが、売掛金があるからローンが出せるのであって、売掛金が少なくなったら融資額を下げなければならない。業績が悪くなった時にどう対応するかが重要だと話されました。

また、今後は売掛債権担保ローンを行なっている顧客に対し、動産担保にも取り掛かりたいと意欲を見せておられました。

次に片山様が講師となり個別の案件を例として挙げ、具体的にどのように売掛債権担保ローンを実行してきたのか紹介して頂きました。

①売上激減の企業へ再生ファンド支援案件
→大手の売掛債権は譲渡禁止特約が付いており評価対象外。つけられる所につけて1億円の融資を実行。

⇒3年で回収できたが、その3か月後に倒産

②上位大口売掛先を除いた小口売掛先をまとめて対応した案件

→売上100億、借入も90億の製紙業の会社に対しファクタリング、手形も振出前なら債権と考え実行

⇒当初3.5%で融資していたが業績回復、その後1.5%へ変更

③民事再生出口案件(会社分割により新設会社への与信)

→食品卸売業社で、百貨店の債権は譲渡禁止特約が付いており評価の対象外。

⇒セイユーやマツモトキヨシの債権にも譲渡禁止特約が付いていたが、売掛債権担保ローンを組ませてくださいと頼みに出向き、その後禁止特約を外してもらい実行



片山様

本業の利益が出ており赤字が一時的ならば売掛債権担保ローンで対応するとお話になられ、銀行とノンバンクの区分けとして、銀行の平均レートは金利が緩み下がってきている為、約3%。ノンバンクは手数料含めて8~10%くらいではないかという見解を示し、次の案件の紹介に入りました。

④3期連続赤字に対する案件

→三菱信託からの紹介。赤字だが設備投資が終わり仕事内容も少し変更して黒字になる見込み

⇒LION やカネボウなど日用販売品を取扱う会社、6カ月のモニタリング後実行

各案件の紹介後、片山様は次のように債権の回収について話しました。突然、融資先の会社が倒産しても大体は回収することができる。逆に倒れずにダラダラと続き売掛金がなくなってから倒産となってしまうと、担保の実行は出来なくなってしまう。

また、売掛債権担保ローンの取扱い先は卸が多く、次いで運送業、人材派遣業など資産を持っていないところが多いと話されました。そして売掛債権担保ローンは思っている

よりリスクはないが、悪意を持って結託されると防ぐことはできないため、会社と代表の資質を見ることが重要だと話されました。



最後に、NBFAの副会長、株式会社クレイリッシュの高木社長は、「ノンバンクとして債権担保融資を取り扱っています。以前、建設会社に融資を行ない倒産した際に債権を回収しようとしたが、工期途中の為ペナルティがあり回収できなかったこともあったとエピソードを話されました。そして「現在、譲渡禁止特約は債権譲渡ローンの対象外だが民法改正案ではどんな債権も譲渡対象にしようとしており、売掛債権担保ローンの追い風になるのではないかと期待しています。」と締めくくり閉会しました

平成29年 NBFA 今後の予定

6月9日（金）

総会・業務研修会・懇親会

（新橋周辺での開催予定）

大阪で新春会を開催しました！

平成29年2月17日（金） 約3年ぶりに開催した大阪での新春会は、NBFA副会長でもある龍実商事株式会社の廣瀬社長の幅広い人脈により、普段なかなかお会いする機会のなかった会員の方や、非会員の方あわせて23名にご参加いただきました。普段の懇親会とはまた違う雰囲気の中、美味しい料理を食べながら交流を深めました。



皆様ご存知の方も多いと思いますが、今年の1月、大阪府警が債権の買い取りを装い高利貸しをしていたとして東京の2業者を逮捕しました。

「府警によると、ファクタリングを装ったヤミ金業者の摘発は全国初。府警は2業者がファクタリングを装いながら、実態は売掛債権を担保に高金利で金を貸し付けていたとみて、出資法違反（超高金利）容疑でも捜査する。」産経WEST（平成29年1月25日）より。

他にも無登録のファクタリング業者が訴訟を起こされ、地方裁判所で敗訴の判決が出ているようです。



編集人 NBFA 事務局 那須野 佑奈

発行人 NBFA 会長 岡本 強

〒243-0432

神奈川県海老名市中央1丁目19番25号フェリーチェ・レガーロ201号 栄光商事(株)内

HP : <http://www.nbfa.co.jp>

TEL : 046-205-0215 FAX : 046-233-8990 E-Mail : info@nbfa.jp